特定非営利活動促進法(平成 10 年 3 月 25 日号外法律第 7 号)

最終改正: 令和2年3月31日号外法律第8号

改正内容: 令和2年3月31日号外法律第8号[令和2年3月31日]

(社員の表決権)

- 第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。
- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令 で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。)により表決をすることができ る。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(社員総会の決議の省略)

- 第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。